

# 介護福祉士養成施設自己点検表

養成施設名:

課程の別: 昼間・夜間・通信・その他( )

修業年限: ( )年

**※記載要領**

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも項目に「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。  
 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

	点検項目	判定	確認書類
1	<b>入学、既履修単位の認定に関する事項</b> (1) 入学定員を超過して学生を受け入れていないか。 (指針6-(1)、高校指針5-(1)) (2) 入所資格を有しないものを入所させていないか。(各課程の要件のいずれかに該当するか。) (指定規則第5条第1号、第6条第1号、第7条第1号) 1) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定する学校 ・学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者 2) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号に規定する学校 ・学校教育法に基づく大学において法第40条第2項第2号に規定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者であって、社会福祉士短期養成施設若しくは社会福祉士一般養成施設を卒業した者 3) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第3号に規定する学校 ・学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者であって、指定保育士養成施設を卒業した者 4) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第4号に規定する高等学校又は中等教育学校 ・学校教育法第57条の規定により高等学校又は中等教育学校に入学することができる者 (3) 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。 <b>【大学、短期大学】</b> (指針(6-(5)、6-(6))) ・他の養成施設等において履修した科目については、各介護福祉士学校において、生徒からの申請に生徒からの申請に基づき、履修科目の教育内容を当該養成施設の教育内容に照らし、当該教育内容に相当すると認められる場合には、当該学校における科目の履修に代えて差し支えない。※ ・他の学校等(他資格養成施設等)において履修した科目については、各介護福祉士学校において、履修科目の教育内容を当該養成施設の教育内容に照らし、当該教育内容に相当すると認められる場合には、領域「介護」に係る科目を除き、当該養成施設における科目の履修に代えて差し支えない。※ ※認定単位数は、大学設置基準及び短期大学設置基準の範囲内とする。 <b>【福祉系高等学校】</b> (高校指針(5-(6))) ・他の福祉系高等学校等において履修した科目については、当該福祉系高等学校等における科目と同一で有る場合には、当該福祉系高等学校等における科目の履修に変えて差し支えない。※ ※認定単位数は、学校教育法施行規則第99条の範囲内(35単位まで)とする (4) 留学生を受け入れる場合、以下の体制整備は十分か <b>【大学、短期大学】</b> (指針(6-(9))) 1) 介護福祉士学校で留学生を受け入れる際は、責任を持って在籍の管理を行うとともに、留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること 2) 留学生の受入に際しては、在留資格について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること ・留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。 ・奨学資金については、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択にゆだねること。 ・留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <input type="checkbox"/> <div style="padding: 2px;">適・否</div> <input type="checkbox"/> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則</li> <li>・募集要項</li> <li>・入学資格</li> <li>・確認書類</li> <li>・科目認定</li> <li>・課程類</li> <li>・科目認定</li> <li>・関係資料</li> </ul>

介護福祉士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類																																													
<p>2 施設設備等に関する事項</p> <p>(1) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(1)～5)までの要件をすべて満たすこと。                  (指定規則第5条第11号～第13号)                  (指針(2-(4)～2-(9)、2-(12))、高校指針(1-(4)～1-(9)、1-(12)、12(2)))</p> <p>1) 普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。)                  生徒1名当たり1.65㎡(内法)                  ※平成21年3月31日に現に存在する高等学校は、1.65㎡以上を標準とする。</p> <p>2) 介護実習室                  1ベッド当たり11.0㎡(内法)及び6畳又は8畳の和室。                  ※平成21年3月31日に現に存在する高等学校は、11㎡以上を標準とする。</p> <p>3) 入浴実習室                  生徒1名当たり1.65㎡(内法)及び家庭浴槽、シャワー設備、給排水設備                  ※平成21年3月31日に現に存在する高等学校は、1.65㎡以上を標準とする。</p> <p>4) 家政実習室                  生徒1名当たり1.65㎡(内法)及び生徒6人に付き1台の調理設備、裁縫作業台。                  ※平成21年3月31日に現に存在する高等学校は、1.65㎡以上を標準とする。</p> <p>5) 図書室                  閲覧設備、検索機器等の整備がされているか。                  教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えるとともに、生徒の希望も勘案し、定期的にこれらを補充又は更新し、その充実を図ること。特に領域「介護」に関する図書の充実を図ること。</p> <p>6) その他                  保健室、更衣室、演習室、生徒相談室等の設備を設けることが望ましい。</p> <p>(2) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。</p> <p>(3) 必要とされる教育用機械備品は整備されているか。                  (指定規則第5条第13号)                  (指針(2-(10)))</p>	<p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・申請時の                  平面図</p> <p>・校舎各室の                  一覧表</p> <p>・備品類目録</p> <p>・図書目録</p>																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要な教育用機械器具</th> <th>必要数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実習用モデル人形</td> <td>2</td> <td>体位変換、清拭等実習に適したもの。</td> </tr> <tr> <td>人体骨格模型</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>成人用ベッド(ギャッジベッド含む)</td> <td>生徒5人に1</td> <td>手すりを備えること。</td> </tr> <tr> <td>移動用リフト</td> <td>1</td> <td>床走行式、固定式、据置式いずれも可。</td> </tr> <tr> <td>スライディングボード・マット</td> <td>適当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車椅子</td> <td>生徒5人に1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易浴槽</td> <td>1</td> <td>移動できるもので、浴槽が硬質のもの。</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排せつ用具</td> <td>適当数</td> <td>ポータブル、尿器等</td> </tr> <tr> <td>歩行補助つえ</td> <td>適当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盲人安全つえ</td> <td>適当数</td> <td>普通用と携帯用</td> </tr> <tr> <td>視聴覚機器</td> <td>適当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者用調理器具・食器</td> <td>適当数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和式布団一式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	必要な教育用機械器具	必要数	備考	実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等実習に適したもの。	人体骨格模型	1		成人用ベッド(ギャッジベッド含む)	生徒5人に1	手すりを備えること。	移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式いずれも可。	スライディングボード・マット	適当数		車椅子	生徒5人に1		簡易浴槽	1	移動できるもので、浴槽が硬質のもの。	ストレッチャー	2		排せつ用具	適当数	ポータブル、尿器等	歩行補助つえ	適当数		盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用	視聴覚機器	適当数		障害者用調理器具・食器	適当数		和式布団一式	1			
必要な教育用機械器具	必要数	備考																																													
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等実習に適したもの。																																													
人体骨格模型	1																																														
成人用ベッド(ギャッジベッド含む)	生徒5人に1	手すりを備えること。																																													
移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式いずれも可。																																													
スライディングボード・マット	適当数																																														
車椅子	生徒5人に1																																														
簡易浴槽	1	移動できるもので、浴槽が硬質のもの。																																													
ストレッチャー	2																																														
排せつ用具	適当数	ポータブル、尿器等																																													
歩行補助つえ	適当数																																														
盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用																																													
視聴覚機器	適当数																																														
障害者用調理器具・食器	適当数																																														
和式布団一式	1																																														



介護福祉士養成施設自己点検表

点検項目		判定	確認書類																																																																																		
4 教育に関する事項	(1) 介護福祉士学校の教育の内容は以下の内容以上であるか。(該当する課程の要件を満たすこと。)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	・教育課程表 ・シラバス          ・出勤簿 ・出席簿 ・講義録 ・成績認定 会議記録																																																																																		
	【大学、短期大学】 (指定規則別表第4)																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域</th> <th rowspan="2">教育内容</th> <th colspan="3">時間数</th> </tr> <tr> <th>第1号学校</th> <th>第2号学校等</th> <th>第3号学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">人間と社会</td> <td>人間の尊厳と自立</td> <td>30以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人間関係とコミュニケーション</td> <td>60以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会の理解</td> <td>60以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人間と社会に関する選択科目</td> <td></td> <td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>240</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">介護</td> <td>介護の基本</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション技術</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>生活支援技術</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>介護過程</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>介護総合演習</td> <td>120</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>介護実習</td> <td>450</td> <td>270</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">こころとからだのしくみ</td> <td>発達と老化の理解</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>認知症の理解</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>障害の理解</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>こころとからだのしくみ</td> <td>120</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア</td> <td>医療的ケア</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>1880</td> <td>1220</td> <td>1205</td> </tr> </tbody> </table>			領域	教育内容	時間数			第1号学校	第2号学校等	第3号学校	人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上			人間関係とコミュニケーション	60以上			社会の理解	60以上			人間と社会に関する選択科目			15		合計	240			介護	介護の基本	180	180	180	コミュニケーション技術	60	60	60	生活支援技術	300	300	300	介護過程	150	150	150	介護総合演習	120	60	60	介護実習	450	270	270	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	30	30	認知症の理解	60	30	30	障害の理解	60	30	30	こころとからだのしくみ	120	60	60	医療的ケア	医療的ケア	50	50	50		合計	1880	1220	1205
	領域					教育内容	時間数																																																																														
				第1号学校	第2号学校等		第3号学校																																																																														
	人間と社会			人間の尊厳と自立	30以上																																																																																
				人間関係とコミュニケーション	60以上																																																																																
				社会の理解	60以上																																																																																
				人間と社会に関する選択科目			15																																																																														
				合計	240																																																																																
介護	介護の基本	180	180	180																																																																																	
	コミュニケーション技術	60	60	60																																																																																	
	生活支援技術	300	300	300																																																																																	
	介護過程	150	150	150																																																																																	
	介護総合演習	120	60	60																																																																																	
	介護実習	450	270	270																																																																																	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	30	30																																																																																	
	認知症の理解	60	30	30																																																																																	
	障害の理解	60	30	30																																																																																	
	こころとからだのしくみ	120	60	60																																																																																	
医療的ケア	医療的ケア	50	50	50																																																																																	
	合計	1880	1220	1205																																																																																	
【福祉系高等学校】 (指定規則別表第5)																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教科</th> <th>科目</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">福祉系高等学校 (専攻科及び別科を除く)</td> <td rowspan="10">福祉</td> <td>社会福祉基礎</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>介護福祉基礎</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション技術</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生活支援技術(医療的ケアを含む)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>介護過程</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>介護総合演習</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>介護実習</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>こころとからだの理解</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>公民、数学、理科又は家庭</td> <td>人間と社会に関する選択科目</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">高等学校等の専攻科(修業年限が二年以上のものに限る)</td> <td rowspan="9"></td> <td>社会福祉基礎</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>介護福祉基礎</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション技術</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生活支援技術(医療的ケアを含む)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>介護過程</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>介護総合演習</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>介護実習</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>こころとからだの理解</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>人間と社会に関する選択科目</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table>	教科	科目	単位数	福祉系高等学校 (専攻科及び別科を除く)	福祉	社会福祉基礎	4	介護福祉基礎	5	コミュニケーション技術	2	生活支援技術(医療的ケアを含む)	10	介護過程	4	介護総合演習	3	介護実習	13	こころとからだの理解	8	公民、数学、理科又は家庭	人間と社会に関する選択科目	4	合計		53	高等学校等の専攻科(修業年限が二年以上のものに限る)		社会福祉基礎	4	介護福祉基礎	5	コミュニケーション技術	2	生活支援技術(医療的ケアを含む)	10	介護過程	4	介護総合演習	3	介護実習	13	こころとからだの理解	8	人間と社会に関する選択科目	4	合計		53																																			
教科	科目	単位数																																																																																			
福祉系高等学校 (専攻科及び別科を除く)	福祉	社会福祉基礎	4																																																																																		
		介護福祉基礎	5																																																																																		
		コミュニケーション技術	2																																																																																		
		生活支援技術(医療的ケアを含む)	10																																																																																		
		介護過程	4																																																																																		
		介護総合演習	3																																																																																		
		介護実習	13																																																																																		
		こころとからだの理解	8																																																																																		
		公民、数学、理科又は家庭	人間と社会に関する選択科目	4																																																																																	
		合計		53																																																																																	
高等学校等の専攻科(修業年限が二年以上のものに限る)		社会福祉基礎	4																																																																																		
		介護福祉基礎	5																																																																																		
		コミュニケーション技術	2																																																																																		
		生活支援技術(医療的ケアを含む)	10																																																																																		
		介護過程	4																																																																																		
		介護総合演習	3																																																																																		
		介護実習	13																																																																																		
		こころとからだの理解	8																																																																																		
		人間と社会に関する選択科目	4																																																																																		
合計		53																																																																																			
(2) 実際の授業時間数が指定規則で定める時間数未満となっていないか。																																																																																					
(3) 実際の授業時間数が学則で定める時間数未満となっていないか。																																																																																					
(4) 教科目毎の学生の出席状況が出席簿等により管理されているか。 (指針(6-(8))、高校指針(5-(8)))																																																																																					
(5) 各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(介護実習については5分の4)に満たない者について当該科目の履修の認定をした事例はないか。また、単位認定について学則等に明記されているか。 (指針(6-(4))、高校指針(5-(5)))																																																																																					
(6) 不適切な合同授業、合併授業はないか。 (指針(8-(4))、高校指針(7-(4)))																																																																																					

介護福祉士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類
<p>5 実習に関する事項</p> <p>(1) 実習施設として不適切な施設を実習施設としていないか。 (昭和62年厚生省告示第203号)</p> <p>(2) 実習時間数が指定規則で定める時間数以下となっていないか。</p> <p>(3) 実習時間数が学則で定める時間数以下となっていないか。 ※各学生が実習を行った時間数が実習記録等により確認することができるか。</p> <p>(4) 介護実習Ⅱの実習時間数は介護実習の総時間数の3分の1以上となっているか。 (指定規則第5条第14号)</p> <p>(5) 実習指導者は以下の要件を満たしているか。(1)、2)すべての要件を満たすこと。 (指定規則第5条第14号)</p> <p>1) 介護実習Ⅰの実習施設に該当する施設 介護福祉士の資格を有する者又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者</p> <p>2) 介護実習Ⅱの実習施設に該当する施設 介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって、実習指導者講習会を修了した者 ○当分の間は、以下の者を実習指導者とすることができる。 平成21年3月31日までに全国社会福祉協議会が行う実習指導者特別研修課程を修了した者</p> <p>(6) 1の介護実習施設における同時に実習を行う学生等の受入人数は、実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限としているか。 (指定規則第5条第15号)</p> <p>(7) 教員による巡回指導が適正に行われているか。 (指針(9-(8)、9-(9))、高校指針(8-(8)、8-(9)))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・ 実習施設一覧表</p>
<p>6 変更承認及び届出に関する事項</p> <p>(1) 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる事項の変更について、必要な手続きを経ずに学則等を変更し、運用していないか。 (施行令第4条) (指定規則第10条) (指針(4-(1)、4-(2))) (高校指針(3-(1)、3-(2)))</p> <p>1) 変更にあたり事前に承認が必要な事項 ○学則(修業年限)の変更 ○学則(養成課程)の変更 ○学則(入所定員及び学級数)の変更 ○校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図</p> <p>2) 変更後1月以内に届出が必要な事項(主なもの) ○学則(カリキュラム)の変更 ○学則(その他承認を必要としない部分)の変更 ○専任教員の変更 ○実習施設の追加、削除 ○実習施設の名称等の変更</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・ 過去の申請書類</p> <p>・ 過去の届出書類</p>

## 介護福祉士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類
7 その他 (1) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成29年4月1日現在)

- 法 …社会福祉士及び介護福祉士法
- 施行令…社会福祉士及び介護福祉士法施行令
- 施行規則…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則
- 指定規則…社会福祉士介護福祉士学校指定規則
- 指 針…社会福祉士及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について
- 高校指針…福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について

実施日：平成 年 月 日

設置者氏名：

記載者氏名：